

# 身体障害者手帳交付申請に必要なもの（ごあんない）

1. 申請書 2カ所押印

2. 診断書 所定の様式で、指定医師が書いたもの。

<作成日から3か月以内のもの>

※指定医師については、障害福祉課窓口または豊中市ホームページで確認してください。

（医療機関には事前に電話などで連絡し、受診日をご相談の上、受診してください。）

※紛失・破損による再交付申請の際は、診断書は不要です。

3. 写真 たて4cm×よこ3cm、脱帽・上半身のもの1枚

<原則として1年以内に撮ったもの>

※インスタント写真は不可

4. 印鑑 認印でも可。（朱肉で押せるものに限りです）

5. 手帳 すでに身体障害者手帳をお持ちの方はその手帳。

6. 個人番号(マイナンバー)のわかるもの および 本人確認書類

●マイナンバーのわかるもの

通知カード  個人番号カード など

●本人確認書類

運転免許証  身体障害者手帳 など

⇒詳細は、裏面をご確認ください。

申請されてから手帳ができあがるまで、おおむね1か月ほどかかりますが、豊中市社会福祉審議会に諮問された場合はさらにかかることがあります。

（その場合は、別途、審議会からの答申予定時期をお知らせします。）

また、手帳を申請される方の世帯全員が市民税非課税の場合、診断書の費用を助成する制度があります。その場合は、診断書の領収書（原本）と、申請人名義の銀行口座のわかるもの（通帳・キャッシュカードなど）をご用意ください。

（申請・問い合わせ先）

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市障害福祉課（市役所第二庁舎1階）

TEL：06-6858-2748 FAX：06-6858-1122

# 身体障害者手帳の 申請手続きには、 マイナンバーが必要です

平成28年1月から、マイナンバーの利用が始まっています。身体障害者手帳の申請手続きにおいても、申請書にマイナンバーの記載が必要です。また、マイナンバーを記載した申請書を提出する際には、本人確認が必要となります。

手続きの際は、申請書等の必要書類と併せて、下記の書類をご持参ください。郵送で申請される場合は、コピーを同封してください。

<ご本人・ご家族が申請する場合>

## ①マイナンバーがわかるもの（いずれか1点）

通知カード  個人番号カード など

## ②本人確認書類

### －顔写真つき証明書－（いずれか1点）

個人番号カード  運転免許証  パスポート  
 身体障害者手帳  精神障害者保健福祉手帳  療育手帳  
 住民基本台帳カード など

### －顔写真のない証明書－（いずれか2点）

健康保険証  年金手帳  生活保護受給者証  年金証書  
 自立支援医療受給者証  特別児童扶養手当証書 など

<代理人が申請する場合>

- ① 代理権の確認書類（委任状など）
- ② 代理人の身元確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ③ 障害者本人のマイナンバーのわかるもの